

会計規程及び会計・調達業務の細則 に関する規程の変更案の概要について

2026年9月15日

電力広域的運営推進機関

会計規程及び会計・調達業務の細則に関する規程の変更案の概要

- 電気事業法等の改正に伴う業務追加等に適切に対応するため、会計規程及び会計・調達業務の細則に関する規程（以下会計細則）の変更を行う。施行期日は、2026年12月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から執行し、2026年度予算から適用する。
- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。
また、監査法人へも外部監査上問題ない旨確認済みである。

1. 電気事業法等の改正に伴う新たな業務の追加に応じた変更（会計規程・会計細則）

- ・1－1、電気事業法、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下財会省令）にて、新たな電源系統ファイナンス業務の追加に対応するため、各業務を経理する勘定区分を現行の6勘定から5勘定3業務経理へ再編されることに伴い、会計規程、会計細則を変更する。
- ・1－2、電源系統ファイナンス業務の円滑な運営の為、財会省令にて、2つの経理区分の間に限り、必要な資金の融通をすることができると規定されることに伴い、会計規程において、対象となる経理区分を指定し同様の内容を規定する。
- ・1－3、電源系統ファイナンス業務における貸付金の貸倒れに関連する会計処理について、会計規程、会計細則に規定する。

2. 予算の流用に関する経費名称の修正及び支出予算の繰越に関する規定等の変更（会計規程）

- ・予備電源契約約款に基づき、予備電源の経費名称を修正する。また、予算の繰越について、現在の財源の繰越だけでなく、支出予算を翌年度に繰り越して使用可能とすることで、事業を実施する年度と支出を行う年度とを対応できるようにする。

3. 予算決算及び会計令に準じた少額随意契約の締結基準の変更（会計細則）

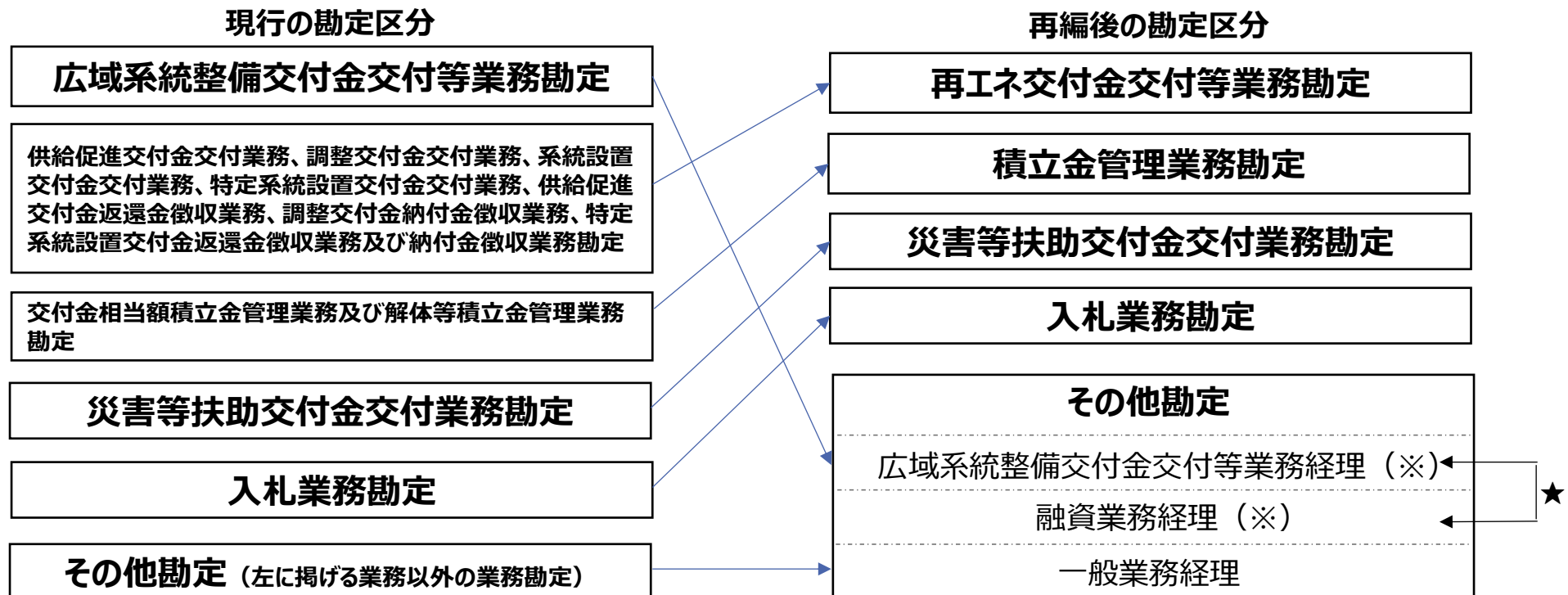
- ・国における物価上昇に基づく少額随意契約の基準変更に合わせて、当機関の少額随意契約の基準も同様に変更する。

4. その他、条ズレ等の技術的な変更（会計規程・会計細則）

1.電気事業法等の改正に伴う新たな業務の追加に応じた変更

1-1【会計規程】電気事業法、財会省令にて、新たな電源系統ファイナンス業務の追加に対応するため、各業務を経理する勘定区分を現行の6勘定から5勘定3業務経理へ再編されることに伴い、会計規程においても、同様の勘定区分に変更した上で具体的な勘定名称等を規定する。

1-2【会計規程】電源系統ファイナンス業務の円滑な運営の為、財会省令にて、2つの経理区分間で必要な資金を融通することができると規定されることに伴い、会計規程において、対象となる経理区分（※）の「広域系統整備交付金交付等業務経理」と「融資業務経理」を指定し、同様の内容を規定をする。



★「財会省令」及び「会計規程」の改正により
この経理間に限り資金融通可

【参考】会計規程の変更条文（１－１、１－２）

１－１【会計規程】新たな電源系統ファイナンス業務の追加に対応するため、各業務を経理する勘定区分を現行の６勘定から５勘定３業務経理へを変更する。

変更前	変更後
（勘定区分） 第５条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第２８条の５４及び省令第２条第２項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。 （１） <u>広域系統整備交付金交付業務</u> （２） <u>法第２８条の４０第１項第８号の２に掲げる業務（供給促進交付金交付業務等（供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務をいう。））</u> （３） <u>法第２８条の４０第１項第８号の３に掲げる業務（交付金相当額解体等積立金管理業務をいう。）</u> （４） <u>法第２８条の４０第２項第１号に掲げる業務（災害等扶助交付金交付業務をいう。）</u> （５） <u>法第２８条の４０第２項第２号に掲げる業務（入札業務をいう。）</u> （６） <u>前各号に掲げる業務以外の業務</u>	（勘定区分） 第５条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第２８条の５４及び省令第２条第２項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。 （削る） （１） <u>法第２８条の４０第１項第１１号に掲げる業務</u> （２） <u>法第２８条の４０第１項第１２号に掲げる業務</u> （３） <u>法第２８条の４０第２項第１号に掲げる業務</u> （４） <u>法第２８条の４０第２項第２号に掲げる業務</u> （５） <u>前各号に掲げる業務以外の業務</u>

【参考】会計規程の変更条文（１－１、１－２）

変更前	変更後
(新設)	<u>２ 前項各号に掲げる経理は、第１号に規定する経理を「再エネ交付金交付等業務勘定」、第２号に規定する経理を「積立金管理業務勘定」、第３号に規定する経理を「災害等扶助交付金交付業務勘定」、第４号に規定する経理を「入札業務勘定」、第５号に規定する経理を「その他勘定」とする。</u> <u>３ 前項に規定する「その他勘定」は、内訳として、次の各号に掲げる業務経理を設けて区分するものとし、業務経理ごとに貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、それぞれ当該各号において定める事項を整理するものとする。</u> <u>（１） 広域系統整備交付金交付等業務経理 法第２８条の４０第１項第５号の２に掲げる業務又は同項第５号の３に掲げる業務であって、法第２８条の５０第２項に規定する認定整備等計画の実施に必要な資金について、推進機関以外の者からの借入れによる資金の調達（以下この号において「外部資金調達」という。）が困難であると認められ、かつ外部資金調達のために必要な取組を講ずるものであり、かつ、当該取組に係る計画が示されているものに係るもの及び法第２８条の４０第１項第９号に掲げる業務であって電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第７７号）第４０条の７第１号、第２号及び第３号イの要件に適合する法第２７条の３の２第１項の認定又は法第２７条の１１の７第１項の認定を受けた基幹送変電設備整備等計画（法第２７条の３の３第１項の規定による変更の認定又は法第２７条の１１の７第３項で準用する法第２７条の３の３第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係るもの</u> <u>（２） 融資業務経理 法第２８条の４０第１項第５号の３に掲げる業務であって前号に掲げるもの以外のもの、法第２８条の４０第１項第９号に掲げる業務であって前号に掲げるもの以外のもの及び法第２８条の４０第１項第１０号に掲げる業務</u> <u>（３） 一般業務経理 その他勘定のうち、前各号に掲げる業務以外の業務</u>

【参考】会計規程の変更条文（１－１、１－２）

１－２【会計規程】において、「広域系統整備交付金交付等業務経理」と「融資業務経理」との間に限り、必要な資金の融通をすることができる旨、規定する。

変更前	変更後
(新設)	(資金の融通) <u>第 1 5 条 本機関は、第 5 条第 3 項に規定する「広域系統整備交付金交付等業務経理」と「融資業務経理」との間に限り、資金の融通をすることができる。</u> <u>2 前項の資金の融通は、融通をする経理からその融通を受ける経理への貸付けとして整理するものとする。</u>

1.電気事業法等の改正に伴う新たな業務の追加に応じた変更

1－3、電源系統ファイナンス業務における貸付金の貸倒れに関連する会計処理を規定する。

①【会計規程】貸付金に対して、貸倒引当金計上の会計処理を規定する。

変更前	変更後
(新設)	(貸倒引当金) <u>第35条 短期貸付金及び長期貸付金の債権については、貸倒れによる損失に備えるため、第15条に規定する資金の融通のための貸付けによるものを除き、貸倒引当金を計上するものとする。</u>

②【会計細則】旧値差財源からの貸付金が回収不能となり、預り納付金等を充当した場合の預り納付金等取崩収益計上の会計処理を規定する。

変更前	変更後
(預り納付金等を充当し経費を支出した場合の会計処理) 第37条 本機関は、業務を実施するために経費等を支出<u>又は</u>固定資産を取得し、その全部又は一部の財源として預り納付金等を充当したときは、各勘定において当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を預り納付金等取崩収益に計上するものとする。	(預り納付金等を充当し経費を支出した場合の会計処理) 第37条 本機関は、業務を実施するために経費等を支出、<u>固定資産を取得又は貸付金が回収不能となり、</u>その全部又は一部の財源として預り納付金等を充当したときは、各勘定において当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を預り納付金等取崩収益に計上するものとする。

1.電気事業法等の改正に伴う新たな業務の追加に応じた変更

③【会計細則】貸付金に対して、貸倒引当金を計上又は取り崩した場合に収支と損益の差を中立にするための会計処理を規定する。

変更前	変更後
(預り納付金等調整勘定) 第38条 本機関は、第36条又は前条に掲げる会計処理を実施した場合において、損益と収支に差異が生じた場合は、当該差異が解消されるまでの間、差額について預り納付金等調整勘定を計上するとともに、同額を預り納付金等調整額に計上するものとする。 (新設)	(預り納付金等調整勘定) 第38条 本機関は、第36条又は前条に掲げる会計処理を実施した場合において、損益と収支に差異が生じた場合は、当該差異が解消されるまでの間、差額について預り納付金等調整勘定を計上するとともに、同額を預り納付金等調整額に計上するものとする。 <u>2 本機関は、電気事業法第28条の40第1項第5号の3の規定による貸付金に対して、貸倒引当金を計上又は取り崩した場合において、損益と収支に差異が生じた場合は、その他勘定の広域系統整備交付金交付等業務経理において、当該差異が解消されるまでの間、差額について預り納付金等調整勘定を計上するとともに、同額を預り納付金等調整額に計上するものとする。</u>

1.電気事業法等の改正に伴う新たな業務の追加に応じた変更

1－4、その他、電源系統ファイナンス業務にかかる変更。

①【会計規程】電源系統ファイナンス業務において、発生する会計処理に対して、企業会計基準等に準じ、流動資産の部に、短期貸付金、固定資産の部に長期貸付金を追加し、また流動負債の部に、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定機関債、固定負債の部には、長期借入金、機関債を規定する。

変更前	変更後
(資産の区分) <u>第29条</u> 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。 2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、未収金その他これに準ずるものとする。 3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。 4 (略) (負債の区分) <u>第34条</u> 負債は流動負債及び固定負債とする。 2 流動負債は、短期借入金、短期リース債務、未払金、預り金その他これに準ずるものとする。 3 固定負債は、退職給付引当金、リース債務、<u>電源入札拠出金</u>その他これに準ずるものとする。	(資産の区分) <u>第30条</u> 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。 2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、<u>短期貸付金</u>、未収金その他これに準ずるものとする。 3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とし、<u>投資その他の資産は、長期貸付金その他これに準ずるものとする。</u> 4 (略) (負債の区分) <u>第36条</u> 負債は流動負債及び固定負債とする。 2 流動負債は、短期借入金、<u>1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定機関債</u>、短期リース債務、未払金、預り金その他これに準ずるものとする。 3 固定負債は、<u>長期借入金、機関債</u>、退職給付引当金、リース債務その他これに準ずるものとする。

2. 予算の流用に関する経費名称の修正及び支出予算の繰越に関する規定等の変更

①【会計規程】予算の流用に関する経費名称を「電源入札等拠出金」から予備電源契約約款で定める、「電源入札等補填金」へ修正する。

変更前	変更後
(予算の流用) 第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事会の決議を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 電源入札<u>拠出金</u>	(予算の流用) 第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事会の決議を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 電源入札<u>等補填金</u>

②【会計規程】当年度の支出予算を翌事業年度に繰り越して使用することができることを第2項として規定する。

(予算の繰越) 第13条 本機関は、毎事業年度、利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。 (新設)	(予算の繰越) 第13条 本機関は、毎事業年度、利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。 <u>2 支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度に支出決定を終わらなかったものについて、支出予算の実施上必要があるときは、理事会の承認を受けて、これをその翌事業年度に繰り越して使用することができる。</u>

3. 予算決算及び会計令に準じた少額随意契約の締結基準の変更

①【会計細則】国の物価上昇に基づく少額随意契約の締結基準の変更に合わせて、本機関における少額随意契約の基準等を変更する。また第5項において、契約締結の業務ルールを明確化する。

変更前

(随意契約によることができる場合)

第20条 会計規程第23条第1項第1号に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。

一～四 (略)

2 会計規程第23条第1項第1号から第5号に定めるほか、同条第6号に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。

一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

七～十 (略)

3～4 (略)

(新設)

変更後

(随意契約によることができる場合)

第20条 会計規程第24条第1項第1号に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。

一～四 (略)

2 会計規程第24条第1項第1号から第5号に定めるほか、同条第6号に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。

一 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

七～十 (略)

3～4 (略)

5 第1項及び第2項について、契約の締結については総務部会計室と協議する。協議方法については別途「資材調達および契約公表フロー」および「調達権限早見表」に定める。

3. 予算決算及び会計令に準じた少額随意契約の締結基準の変更

②【会計細則】国の契約書の作成を省略することができる基準額の変更に合わせて、本機関における基準額を変更する。

変更前	変更後
(契約書の作成を省略することができる場合) 第23条 会計規程第27条但書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次に定める場合とする。 一 契約金額が150万円を超えない契約をするとき。 二・三 (略) 2 (略)	(契約書の作成を省略することができる場合) 第23条 会計規程第28条ただし書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次に定める場合とする。 一 契約金額が250万円を超えない契約をするとき。 二・三 (略) 2 (略)

4.その他、条ズレ等の技術的な変更

変更内容

・条ズレ

【会計規程】

第5条、第16条 ～ 第21条、第22条 ～ 第29条
第31条 ～ 第34条、第37条、第38条 ～ 第39条
第40条 ～ 第45～46条
第31条、第32条～第35条、第36条第1項～第3項

・会計規程の参照条文の条ズレ

【会計細則】

第3条、第16条～第20条第4項～第7項、第21条～第22条、第29条、

・記載の適正化（字句修正、削除等）

【会計細則】

第10条～第15条、第40条第2項